

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第3号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
警察署名	名称	位置	所管区	警察署名	名称	位置	所管区
略				略			
香川県高松 北警察署	略			香川県高松 北警察署	略		
	下笠居駐在所	略			下笠居駐在所	略	
	直島駐在所	<u>香川郡直島町 1758番地9</u>	<u>直島町</u>		直島東駐在所	<u>香川郡直島町 1758番地9</u>	<u>直島町の一部</u>
					直島西駐在所	<u>香川郡直島町 2465番地8</u>	<u>直島町の一部</u>
	田町警備派出所	略		田町警備派出所	略		
略				略			

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（道路交通法施行細則の一部改正）

2 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1の2（第7条、第10条関係）		別表第1の2（第7条、第10条関係）	
警察署	交番又は駐在所	警察署	交番又は駐在所
略		略	

高松北警察署	庵治駐在所	女木駐在所	<u>直島駐在所</u>
--------	-------	-------	--------------

略

高松北警察署	庵治駐在所	女木駐在所	<u>直島東駐在所</u>	<u>直島西駐在所</u>
--------	-------	-------	---------------	---------------

略